

2025MEL 第 15 号
令和 7 年 6 月 25 日

認証機関および認定機関 各位

一般社団法人 MEL 協議会
会長 垣添 直也
公印省略

漁業認証規格 Ver. 3.0 発効のお知らせ

この度、2025 年（令和 7 年）6 月 25 日付で「MEL 漁業認証規格 Ver. 3.0」及び関連文書が発効となりましたのでお知らせいたします。

1. 改正の概要

本件は、管理運営規則に則り実施した 5 年毎の規格レビューにおいて、改正漁業法への対応の他、労働者の人権や漁具の流失管理など、社会課題への対応を盛込むことが望ましいとの指摘に基づき検討を進めてきたもので、意見公募や総会決議等の改正手続きを経て発効となりました。

規格に関しては、前文を大きく修正し、1 件の要求事項を新設し、2 件を削除しました。

併せて改訂する「審査の手引き」では、審査項目を 2 件追加し、4 件削除した他、条文や解説文を修正した結果、全体の審査項目数が 55 から 53 に減少しました。

また、「漁業認証規格に基づいて認証を行う機関に対する要求事項」に関しては、これまでの運用で明らかとなった改善点について修正しました。

2. 新たに発効した規格および関連文書（添付）

- ・ 漁業認証規格 Ver. 3.0
- ・ 適合の判定基準（審査の手引き）漁業認証規格 Ver. 3.0
- ・ 漁業認証規格に基づいて認証を行う機関に対する要求事項 Ver. 3.0

※旧版からの変更点は、別添の新旧対照表をご参照ください。

3. 各関係機関に対する対応依頼

【認証機関】

- 認証機関は、漁業認証規格 Ver. 3.0 発効から 1 年間の 2026 年 6 月 24 日までに、新規格（本文書 2 項に示す文書）に対する認定の移行を完了させてください。
- 認定の移行が完了した後の新規の認証審査は、新規格に基づいた受付としてください。

- 既存の認証事業者に対しては、変更内容を通知すると共に、新規格の発効から3年間（2028年6月24日まで）が認証の移行期限である旨をご案内ください。
- 新規格への認定移行対応は、（公財）日本適合性認定協会が発行する移行要領を参照して下さい。
- なお、更新期限が近い既存の認証事業者や、新規格による認証審査を希望する新規事業者の状況を念頭に置き、準備が整い次第できる限り早期に認定の移行審査を受け、新規格に基づく認定付きの認証が行えるようご対応願います。

【認定機関】

- 上記を踏まえた認定移行要領を作成し、認証機関に通知して下さい。

以上